

デイサービスセンター 指定管理者募集要領

大府市福祉部高齢障がい支援課
令和3年7月

目 次

1	指定管理者の募集	1
2	施設の設置の目的及び概要	1
3	指定管理者が行う業務の内容	2
4	管理運営の基準	2
5	管理運営の評価	3
6	指定の期間	4
7	指定管理委託料	4
8	応募者に関する事項	4
9	募集及び指定に関する事項	5
10	申請書類	6
11	指定管理者の選定	7
12	指定管理者の指定及び協定書に関する事項	7
13	留意事項	8
14	その他の事項	8
	参考資料	8

デイサービスセンター指定管理者募集要領

1 指定管理者の募集

大府市（以下、「市」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第3項及び大府市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成4年大府市条例第22号）第11条に基づき、デイサービスセンターに平成18年4月1日から指定管理者制度を導入しており、令和4年3月31日で指定期間が終了します。令和4年4月1日から令和7年3月31日まで引き続き指定管理者制度を継続するため、この要領の定めるところにより、指定管理者の募集を行います。

2 施設の設置の目的及び概要

(1) 設置の目的

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者等並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第2号の措置に係る者に対し、通所による介護サービスを提供し、在宅福祉の増進を図ることを目的とします。

(2) 施設の概要

施設の概要は、以下のとおりです。詳細は、別に定める業務仕様書によります。

ア 大府市デイサービスセンター

(ア) 所在地	大府市横根町狐山97番地の3
(イ) 設置年月日	平成4年10月1日
(ウ) 敷地面積	1,961.46㎡
(エ) 建築面積	994.55㎡
(オ) 建物構造	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階建
(カ) 駐車場	20台
(キ) 現在の主な事業	通所介護事業 介護予防通所介護事業

イ 長草デイサービスセンター

(ア) 所在地	大府市長草町坪井23番地
(イ) 設置年月日	平成9年4月1日
(ウ) 敷地面積	4,806.81㎡（隣接する長草保育園敷地含む）
(エ) 建築面積	471.90㎡
(オ) 建物構造	鉄筋コンクリート造 1階建
(カ) 駐車場	17台
(キ) 現在の主な事業	通所介護事業 介護予防通所介護事業

(3) 運営の方向性

デイサービスセンターの管理運営の効率化を図るとともに、市民が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられるよう、利用対象者の要介護度や、生活上の様々な困難さ（認知症（若年性含む）、知的・精神障がい等）に基づく多様なニーズに対応した、質の高い介護・介護予防サービスの提供と、施設利用の利便性の向上を目指します。

(4) 目標（指標）

施設運営に関して、以下のとおり目標（指標）を定めていますので、これが施設ごとに達成できるように努力をしてください。

ア 大府市デイサービスセンター

目標（指標）	R4	R5	R6	指定管理期間を通じた目標
利用者数（人）	6,500	6,500	6,500	19,500人

イ 長草デイサービスセンター

目標（指標）	R4	R5	R6	指定管理期間を通じた目標
利用者数（人）	5,800	5,900	6,000	17,700人

3 指定管理者が行う業務の内容

指定管理者が行う業務の内容は、以下のとおりです。詳細は、別に定める業務仕様書によります。

- (1) 介護サービス等の提供に関すること
- (2) 施設の利用に関する業務
- (3) 使用料等の徴収に関する業務
- (4) 提案事業
- (5) 施設の維持管理に関する業務
- (6) その他

4 管理運営の基準

指定管理者が管理運営を行うにあたり、以下の事項を遵守してください。

(1) 開館時間及び休館日

現在の施設の開館時間等は下記のとおりですが、施設の設置目的を達成するために必要な開館時間等に関する新たな提案は可能とします。

ア 開館時間 午前9時から午後4時まで

イ 業務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 休館日 日曜日

12月29日から1月3日までの日

(2) 公平かつ適正なサービス提供

利用者に公平かつ適正なサービスの提供をしてください。

(3) 安全管理

指定管理者において緊急事態等を想定した危機管理体制の整備や安全管理マニュアルを策定し、随時の従業員に対する研修や緊急事態等の対応についての訓練等により、事故防止や安全管理を徹底してください。

(4) 関係法令等の遵守

施設運営にあたっては、以下の法令等をはじめ、関連する法令等を遵守してください。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）

- イ 介護保険法（平成9年法律第123号）はじめ介護保険関係法令
- ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）はじめ老人福祉法関係法令
- エ 消防法（昭和27年法律第186号）
- オ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- カ 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- キ 大府市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成4年大府市条例第22号）
- ク 大府市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例施行規則
- ケ 大府市個人情報保護条例（平成17年大府市条例第3号）
- コ 大府市情報公開条例（平成12年大府市条例第1号）
- サ 大府市情報セキュリティポリシー
- シ その他の関係法令

(5) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。指定管理者が行う業務のうち一部を委託することはできますが、その場合はあらかじめ市へ届け出る必要があります。

(6) 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らすことを禁止します。

(7) 施設の目的外使用の許可

施設の敷地内等を施設本来の目的以外の用途に使用する場合、又は第三者に使用させる場合は、あらかじめ市の許可を受けるものとします。

(8) 備品等の継続使用

施設の備品等でその使用を希望するものについては、別途協議するものとします。

(9) 雇用への配慮

指定管理者は、新たに雇用が発生する場合は、率先して市民の雇用を図るものとします。

(10) 災害時における公共施設の役割

災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の指示に従うものとします。
また、災害発生時や警報発令時には、第二次避難所に指定されているため、避難所機能を優先してください。

(11) 保険への加入

指定管理者は、管理運営業務に係る自らのリスクに対して、適切な範囲で保険に加入するものとします。

(12) その他

管理運営の基準の細目については、市と指定管理者の間で締結する協定で定めるものとします。なお、第8期大府市高齢者福祉計画に記載されているとおり、事業の縮小については今回の指定管理期間中に、検討に入る可能性が有ります。

5 管理運営の評価

- (1) 市は、指定管理期間中の指定管理者の管理運営状況を確認し、施設の設置目的等につながる事業の実施及び必要なサービス水準等を確保するため、年2回の評価を行います。

- (2) 指定管理者は、市が指定する管理運営評価に関する報告書等の必要書類を作成し、市に提出してください。
- (3) その他、市は必要に応じ管理運営状況の確認及び評価を行います。

6 指定の期間

指定管理者の指定の期間は、以下のとおりとします。

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

この指定の期間は、大府市議会（以下、「市議会」という。）の議決により確定することになるため留意してください。なお、当該施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、期間の途中においても指定を取り消すことがあります。

7 指定管理委託料

指定管理業務に係る経費は、介護保険法に基づく介護報酬、老人福祉法に基づき市町村から支弁される措置費及び利用者から徴収する利用料金で賄うものとします。

8 応募者に関する事項

- (1) 法人、又はその他の団体（法人格の有無は問いません。）とし、個人での応募は受け付けません。

- (2) 欠格事項等

以下に該当する法人等は、応募者となることができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者、又は指名停止を受けている、若しくは受けることが明らかである者

イ 以下の税を滞納している者（徴収猶予を受けている場合を除く。）

(ア) 国税 法人の場合 法人税、消費税（及び地方消費税）
団体の場合 代表者の申告所得税、消費税（及び地方消費税）

(イ) 県税 法人の場合 法人県民税、法人事業税及び自動車税
団体の場合 代表者の個人事業税及び自動車税

(ウ) 市税 法人の場合 法人市民税、固定資産税及び軽自動車税
団体の場合 代表者の個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税

ウ 銀行、又は主要取引先から取引停止等を受けた者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生、又は再生手続きの申立てをしている者

オ 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体。また、団体の役員（法人でない団体の代表者、又は管理人を含む。）及び施設に配置する職員が、同法第2条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者

- (3) 共同企業体による応募の場合

複数の法人等が共同企業体を構成して応募することも可能であるが、次の事項に留意すること。

ア 複数の法人等が共同企業体を構成して応募する場合は、代表となる法人等を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負うものとする。

- イ 同時に複数の共同企業体となることはできない。
- ウ 単独で応募した法人等は、共同企業体で応募する場合の構成団体となることはできない。
- エ 代表となる法人等及び共同企業体を構成する法人等の変更は原則として認めない。
- オ 各構成団体員の出資比率については1事業者 10パーセントを下回らないものとする。
- カ 共同企業体を構成する全構成団体が上記の(1)、(2)の要件を満たすこと。

9 募集及び指定に関する事項

(1) 募集及び指定の日程

指定管理者の募集及び指定に関する日程は以下のとおり予定しています。ただし、必要に応じて変更する場合があります。変更の場合には応募した団体に対して、その旨通知いたします。

- ア 募集要領等の配布 令和3年7月14日(水)～
大府市役所 1階 高齢障がい支援課にて
※ 市のウェブサイトからもダウンロードできます。
- イ 説明会 令和3年8月3日(火)
※ 「(2)説明会について」をご覧ください。
- ウ 質問書の受付 令和3年8月4日(水)
～令和3年8月10日(火)
※ 「(3)指定申請に係る質問の受付期間と回答」
をご覧ください。
- エ 申請書の受付 令和3年8月16日(月)午前9時
～令和3年8月19日(木)午後5時00分
- オ プレゼンテーション 令和3年8月30日(月)午後
- カ 選定結果の通知 令和3年9月中旬予定
- キ 指定管理者の指定 令和3年12月下旬予定(市議会の議決を経た後)
- ク 指定管理者との協定締結 令和4年3月下旬予定
- ケ 指定管理業務開始 令和4年4月1日(金)～

(2) 説明会(現地説明会を含む。)について

- ア 日 時 令和3年8月3日(火)午後1時30分から午後4時まで
- イ 場 所 大府市デイサービスセンター
- ウ 参加人数 各事業所2名まで
※ 大府市デイサービスセンター視察後、長草デイサービスセンターの視察
を行います。
※ 指定管理者の申請書の提出を予定している事業所は、説明会の出欠につい
て、事前に連絡してください。

(3) 指定申請に係る質問の受付期間と回答

- ア 受付期間 令和3年8月4日(水)午前9時00分
～令和3年8月10日(火)午後5時00分まで
- イ 質問がある場合は、住所、代表者名及び連絡先をデイサービスセンターの指定
管理者募集に関する質問書(様式1)に明記の上、電子メールで提出願います。
(メールアドレス:kourei-shougai@city.obu.lg.jp)
- ウ 回答につきましては、随時電子メールにて送付します。また、質問及び回答を

ウェブサイト上で公開する場合があります。

(4) 選定方法

応募書類及びプレゼンテーション(ヒアリング含む。)により選考します。なお、応募者多数の場合は書類審査のみで第1次審査を行い、上位団体を対象にプレゼンテーションによる第2次審査を行います。

ア プレゼンテーション開催日時

令和3年8月30日(月)午後1時30分からを予定しています。

※ 別途第2次審査対象者に実施方法等を通知します。

イ 開催場所(予定)

大府市役所 2階 207会議室

ウ 出席者について

応募された法人等の代表者、又は代表者に準ずる方の出席をお願いします。また、出席者は3名以内とさせていただきます。

エ 資料について

プレゼンテーションで使用する資料は、7部を用意してください。

印刷は原則、A4用紙とします。A3の場合は、3つ折りにしてください。

オ 選定会議による審査

指定管理者選定に関する審査基準に基づき総合評価により審査します。

※ プロジェクター、スクリーンは、市で用意します。パソコン等は各自でご用意願います。

(5) 選定結果の通知等

選定結果は、文書でお知らせします。また、選定された法人等は市のウェブサイト等に掲載し、公表を行います。選定された法人等は、市と優先的に交渉をすることができます。

(6) 協議・協定の締結

市議会で指定の議決を経て、市と指定管理者の指定をしようとする者との協議の上、協定を締結します。

10 申請書類

指定管理者の応募にあたっては、大府市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例(平成4年大府市条例第22号)第12条に基づき、下記書類を提出してください。なお申請書は、市で複写することがあることをご承知おきください。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 添付書類

ア 定款、又はこれに準ずるもの

イ 法人である場合にあつては、登記事項証明書、又はこれに準ずるもの

ウ 管理運営に関する基本的な考え方(様式2)

※ 管理運営に係る提案についても積極的に記載してください。

エ 直近3年度分の貸借対照表及び損益計算書、又はこれらに準ずるもの

オ 職員配置計画書(様式3)

カ 事業経歴及び現に行っている業務の概要(様式5)

キ 誓約書(様式6)

ク 業務の継続性を確保するための計画(様式任意)

ケ 前記に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合はその他の書類の提出を

求める場合があります。

- (3) 提出部数 正本) 1部 副本) 2部
- (4) 提出先
大府市福祉部高齢障がい支援課
〒474-8701 大府市中央町五丁目70番地
TEL 0562-45-6289 (ダイヤルイン)

1.1 指定管理者の選定

指定管理者の選定にあたっては、別添の公募プロポーザルにおける審査基準に照らし合わせ、次の(1)から(5)の事項について審査を行います。

- (1) 利用者の平等利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 「管理運営に関する基本的な考え方(様式2)」などの業務の実施に関する計画が、施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること。
- (3) 「管理運営に関する基本的な考え方(様式2)」などの業務の実施に関する計画を適確に実施するための物的及び人的な能力を有していること。
- (4) 業務の継続性を確保するための計画を示すこと。
- (5) 上記のほか、指定管理者業務を公正かつ適確に行うことができること。

1.2 指定管理者の指定及び協定書に関する事項

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、市議会の議決が必要です。原則として選定された指定管理者候補者を令和3年第4回大府市議会定例会に上程し、議決を経た後、指定管理者とする予定です。

(2) 協定書

指定管理者の指定後、市は指定管理者の指定をしようとする者と、以下のとおり当該施設の管理に関する協定を締結します。

ア 協定に盛り込む事項

- (ア) 指定管理者が行う業務(指定管理者業務)の具体的内容
- (イ) 指定管理者の指定の期間
- (ウ) 市が支払うべき指定管理者業務に係る経費に関する事項
- (エ) 指定管理者業務に関連して取得する個人情報の保護に関する事項
- (オ) 指定管理者の指定の取消し及び指定管理者業務の停止に関する事項
- (カ) 事業報告書に関する事項
- (キ) 緊急時等における対応方法
- (ク) その他市長が必要と認める事項

イ 締結できない場合の措置

指定管理者が、協定の締結までに以下に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- (ア) 指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- (イ) 経営状況の悪化により、指定管理業務の履行ができないと判断された場合
- (ウ) 社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者としてふさわしくない行動があったと認められる場合
- (エ) 市議会の議決で否決された場合
- (オ) 市の予算にて、措置が出来なくなった場合

1 3 留意事項

(1) 応募書類の取扱い

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

(2) 応募に関する費用負担

応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。

(3) 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(4) 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(5) 提出書類の著作権

応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、本事業において公表する場合、その他市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部、又は一部を使用できるものとします。

(6) 応募の辞退

申請後、辞退する場合には申請辞退届（様式7）を提出してください。

(7) 印紙税の取扱い

指定管理者の指定は行政処分であり、印紙税法（昭和42年法律第23号）で課税の対象となる「請負に関する契約」には該当しないことから、協定書への印紙の貼付は必要ありません。

1 4 その他の事項

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しができるものとします。その場合は、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

イ 不可抗力など市及び指定管理者双方の責に帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときは、それぞれ事前に書面により通知することにより、協定を解除できるものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議することとします。

○参考資料

平成4年6月29日大府市条例第22号

大府市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、デイサービスセンター（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 日常生活を営むのに支障がある高齢者等に対し、次条に規定する事業を行い、在宅福祉の増進を

図るため、センターを設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大府市デイサービスセンター	大府市横根町狐山97番地の3
長草デイサービスセンター	大府市長草町坪井23番地

(事業)

第3条 センターの行う便宜を供与する事業は、次のとおりとする。

- (1) 入浴の介護
- (2) 排せつの介護
- (3) 食事の介護
- (4) 機能訓練
- (5) 介護方法の指導
- (6) 生活等に関する相談及び助言
- (7) 健康状態の確認
- (8) その他日常生活上の便宜

(対象者)

第4条 センターの利用対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者
- (2) 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者又は介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第一号被保険者
- (3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項第2号の措置に係る者
- (4) その他市長が必要と認める者

(利用の許可)

第5条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理に必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第6条 市長は、管理上支障があると認めるときは、利用を許可しない。

2 市長は、センターを利用する者が、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるときは、利用を許可しない。

(利用者の義務)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、センターの利用について、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに同条第2項の規定により許可に付された条件及び市長の指示に従わなければならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、利用者が前条の規定に違反したときは、第5条第1項の許可を取り消し、利用者に対して利用の中止を命じ、又は許可に付された条件を変更することができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可を取り消し、利用者に対して利用の中止を命じ、又は許可に付された条件を変更することができる。

- (1) 感染症その他の病気を他人に感染させるおそれがあると認めるとき。
- (2) 災害その他の事故によりセンターの利用ができなくなったとき。
- (3) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。

3 前2項の規定によって利用者が受ける損害に対して、市長はその責任を負わない。

(使用料)

第9条 利用者(第4条第3号に掲げる者を除く。)は、別表に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を市長の指定する日までに納付しなければならない。

(損害賠償)

第10条 利用者は、故意又は過失によって施設又は備品を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関すること。

- (2) センターの利用の許可その他利用に関すること。
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 指定管理者の指定をした場合における第5条、第6条第1項、第7条及び第8条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第11条第1項に規定する指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第12条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前条第1項の規定による指定をするときは、前項の規定により申請した者のうちから、次に掲げる基準により、指定管理者を指定するものとする。

- (1) 利用者の平等利用が確保されること。
- (2) 指定管理者が行う業務（以下「指定管理者業務」という。）の実施に関する計画が、センターの設置目的を最も効果的に達成するものであること。
- (3) 前号の計画を適確に実施するための物的及び人的な能力を有していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者業務を公正かつ適確に行うことができること。

3 市長は、指定管理者の指定をし、若しくは指定を取り消し、又は指定管理者業務の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理者業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令並びにこの条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 利用者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- (4) 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(利用料金)

第14条 市長は、適当と認めるときは、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、第9条の使用料の額に相当する額とする。
- 3 第9条の規定は、第1項の規定により指定管理者の収入として収受させる利用料金について準用する。この場合において、第9条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例に基づく利用の許可の手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成5年3月8日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月30日条例第11号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日条例第13号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月25日条例第20号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第16号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の大府市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）により利用の許可を受けている者は、この条例による改正後の大府市デイサービス

センターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）により利用の許可を受けた者とみなす。
 3 平成 12 年 4 月 1 日以前に同日以降の大府市デイサービスセンターの利用の許可を受けた者からは、旧条例の規定にかかわらず、同日以降の利用について新条例の利用料金を徴収することができる。

附 則（平成 17 年 6 月 29 日条例第 20 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の大府市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第 11 条第 1 項の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第 12 条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行前に改正前の大府市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

附 則（平成 19 年 3 月 23 日条例第 11 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日条例第 13 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 29 年 3 月 31 日において、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けていた利用者にあつては、当該要支援認定の有効期間（同法第 33 条第 1 項に規定する有効期間をいう。）の末日までの間は、改正後の第 4 条、第 9 条及び別表の規定は適用せず、改正前の第 4 条、第 9 条及び別表の規定は、なおその効力を有する。

別表（第 9 条関係）

利用者の区分		使用料
(1)	第 4 条第 1 号に該当する者	法第 41 条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
(2)	第 4 条第 2 号に該当する者	法第 115 条の 45 の 3 第 2 項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額
(3)	第 4 条第 4 号に該当する者	1 回 650 円以内

【大府市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例施行規則】

○大府市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成 4 年 6 月 29 日大府市規則第 26 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、大府市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成 4 年大府市条例第 22 号。以下「条例」という。）第 15 条の規定に基づき、デイサービスセンター（以下「センター」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第 2 条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時休館日を定めることができる。

(1) 日曜日

(2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

（通所サービスの利用時間）

第 3 条 通所サービスの利用は、月曜日から土曜日までの午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（利用の許可等）

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定により通所サービスの利用の許可を受けようとする者は、デイサービスセンター利用許可申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否をデイサービスセンター利用許可（不許可）書（第 2 号様式。以下「許可書」という。）により、申請者に通知するものとする。

る。

- 3 市長は、許可書により利用を許可された者（以下「利用者」という。）をデイサービス利用者名簿に登録するものとする。

（利用日の決定）

第5条 市長は、利用者がセンターを利用できる日を別に定める日割表により決定するものとする。

（届出義務）

第6条 利用者は、申請書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（喫煙の禁止）

第6条の2 何人も、施設及びその敷地（駐車場を含む。）において喫煙をしてはならない。

（指定管理者の指定の申請）

第7条 条例第12条第1項の規定による申請は、市長が定める期間内に、デイサービスセンター指定管理者指定申請書（第3号様式）を市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又はこれに準ずるもの
- (2) 法人である場合にあつては、登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (3) 指定管理者が行う業務の実施に関する計画を記載した書類
- (4) 市長が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- (5) 職員配置計画書、経費見積書その他の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 事業経歴及び現に行っている業務の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（事業報告書の提出）

第8条 指定管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の規定により、毎年度終了後30日以内に、事業報告書を市長に提出しなければならない。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成4年10月1日から施行する。

附 則（平成7年3月30日規則第17号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日規則第16号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月24日規則第17号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月29日規則第62号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の大府市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第7条の規定による指定管理者の指定の申請及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この規則の施行前に改正前の大府市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新規則中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づき作成されている諸用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成18年3月28日規則第15号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日規則第23号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第62号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日規則第 27 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

【地方自治法（抜粋）】

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

- 一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。
- 二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
- 三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合
- 四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。
- 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
- 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て）

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

- 2 第三百三十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。
- 3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

【第8期大府市高齢者福祉計画（一部抜粋）】

第4章

2 具体的な施策（4）生活支援サービスの充実 ② 生活支援サービスの充実

（ア）大府市デイサービスセンター・長草デイサービスセンター

《今後の方針》

通所サービスについては、多様な事業主体の参入により事業所数・定員数が増加を続けており、更なる新規の参入も見込まれることから、今後も十分なサービス量が確保されると考えられます。市が運営主体となり通所サービスを確保する意義が薄れていることから、今後、事業の縮小を検討します。